

1 創業にかかる保証

創業にかかる保証は、適正な事業計画を持って県内で新規に事業を開始しようとする方をバックアップします。また本保証の利用後には、ご希望により外部専門家による経営支援を無料で受けることができます。

制度名	創業関連保証	創業等関連保証
根拠法	産業競争力強化法	中小企業等経営強化法
保証限度額	2,000万円	1,500万円
	制度併用時は3,500万円	
資金使途	運転資金および設備資金 (ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象となりません)	
担保	不要	
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	法人の代表者を除き不要
融資対象者	①事業を営んでいない個人で、1か月以内(※1)に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社(※2) ⑥設立後5年未満の分社化された会社(※2)	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方(自己資金が必要であり、自己資金を保証限度額(1,500万円以内)とします。) ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社(※2)を設立する方(自己資金が必要であり、自己資金を保証限度額(1,500万円以内)とします。) ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社(※2) ⑥設立後5年未満の分社化された会社(※2)
	(※1) 認定特定創業支援事業の支援を受けた創業者は6か月以内	
	(※2) 会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません)。	
融資利率	金融機関所定利率	
保証料率	年0.60%(地域創生キャンペーンが適用されます。) (注) 女性、若者、シニアの創業者の方は、チャレンジサポートキャンペーンが適用され、年0.50%となります。(キャンペーンの内容については、P1をご覧ください。)	
返済方法	原則として、元金均等分割返済	
融資期間	10年以内(据置1年以内)	
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)	
経営支援	創業関連保証または創業等関連保証を利用した方は、ご希望により外部専門家(中小企業診断士・公認会計士等)による経営支援を無料で受けることができます。	
その他注意事項	①創業関連保証と創業等関連保証は併用することができます。 ②経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方を融資対象者とする『再挑戦支援保証』も取り扱っています。	

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。